

市原市立小中学校空調設備整備事業

公募型プロポーザル募集要項

【修正版】

2018年9月

市原市教育委員会

— 目 次 —

1. 募集要項の定義	1
2. 本事業の目的	1
3. 本公募の趣旨	1
4. 本事業の概要	1
(1) 本プロポーザルの実施者	1
(2) 本プロポーザルの事務局	1
(3) 事業対象	2
(4) 業務概要	2
(5) 事業期間等	2
(6) 上限提案価格	3
(7) 設計監理・工事監理	3
5. 参加資格要件	3
(1) 参加者等の構成	3
(2) 共通する参加資格要件	3
(3) 業務別の参加資格要件	4
(4) 共同企業体構成員の参加要件	4
(5) 協力会社の参加要件	5
6. 公告から契約までのスケジュール	5
7. 関係資料	6
(1) 配布資料	6
(2) 貸与資料	6
8. 現地視察会について	6
(1) 対象学校	6
(2) 実施概要	6
(3) 現地視察会の申込	7
(4) 留意事項	7
9. 質疑回答・VE提案	7
(1) 質疑回答	7
(2) VE提案	8
10. 参加書類の提出について	8
(1) 提出書類	8
(2) 提出部数	9
(3) 受付期間	10
(4) 提出先	10
(5) 提出書類の取扱い	10

(6) 法令等の遵守	11
(7) 失格事項	11
(8) 辞退の方法	11
1 1. 審査方法及び審査項目	12
(1) 審査会	12
(2) 参加資格審査	12
(3) 技術提案書・プレゼンテーション審査	12
(4) 優先交渉権者等の決定	13
(5) 審査項目（詳細は審査評価基準のとおり）	14
(6) 評価値の算定方法	16
(7) 評価値が同点の場合	16
1 2. 提案書類及びプレゼンテーション審査	17
(1) 日時, 場所	17
(2) 進行	17
(3) その他	17
1 3. 審査結果の通知	17
1 4. 契約手続き等	17
(1) 仮契約手続き	17
(2) 優先交渉権の取り消し等	18
1 5. その他	18
(1) 費用負担について	18
(2) 参加辞退について	18
(3) 複数応募の禁止	18

1. 募集要項の定義

市原市立小中学校空調設備整備事業公募型プロポーザル募集要項（以下、「本要項」という。）は、市原市（以下、「本市」という。）が市原市立小中学校空調設備整備事業（以下、「本事業」という。）に係る設計業務及び施工業務等を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下、「本公募」という。）に当たり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2. 本事業の目的

本事業は、市原市立小中学校63校の全ての普通教室等950室に、空調設備を可能な限り早期に整備し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の児童・生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、児童・生徒が日常的に使用する生活空間における学校教育活動に適した良好な室内環境を確保することで、快適で思い切り学べる学習環境を提供することを目的とする。

3. 本公募の趣旨

本事業の実施にあたっては、本公募参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保したうえで、来夏からの使用に向け、可能な限り短期間に数多くの教室に空調設備を設置するための技術提案等を募集する。

本公募参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、技術提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「市原市立小中学校空調設備整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

4. 本事業の概要

(1) 本プロポーザルの実施者

市原市長 小出 譲治（以下、「市長」という。）

(2) 本プロポーザルの事務局

部署名：市原市教育委員会教育総務部教育施設課

担当者：大塚・細野

住所：〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央1-1-1

電話：0436-22-1111（内線）2916

電子メール：kyouikusetu@city.ichihara.lg.jp

(3) 事業対象

ア 整備対象施設

市原市立小学校 41 校

市原市立中学校 22 校

※うち 1 小中学校は小中一貫校のため、所在地は、計 62 か所

イ 空調対象予定室

普通教室 856 室（新設）、その他空調既設室 94 室（更新）

※その他詳細については要求水準書による。

(4) 業務概要

ア 設計業務

全ての整備対象施設における空調設備整備に係る実施設計業務（以下、「設計業務」という。）

イ 施工業務

全ての整備対象施設における空調設備整備に係る施工業務（以下、「施工業務」という。）

ウ 統括管理業務

設計業務及び施工業務を統括し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立ち合い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務

(5) 事業期間等

ア 契約上の工期

本事業の契約上の工期は本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、2019年8月30日までとする。

イ 各業務履行期限

(ア) 設計業務

当初設計業務については、本契約締結後、2019年3月31日までとする。ただし、その後に生じた設計変更等に係る業務については、契約上の工期までとする。

(イ) 施工業務

当初設計の全部、又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、ただし、本事業において国庫補助事業が採用された場合は、交付決定日以降（2月下旬を想定）、各提案で示された履行日（一部については、部分使用可能日、全部については、完成日）までとする。

(ウ) 統括管理業務

契約上の工期までとする。

(6) 上限提案価格

2, 931, 390千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(7) 設計監理・工事監理

本事業に係る設計監理、工事監理及び事業管理支援等については、別途有資格業者に委託する予定である。

5. 参加資格要件

(1) 参加者等の構成

- ア 参加者は単独企業、又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）によるものとする。
- イ 参加者は、下記(2)及び(3)の参加資格要件を満たす者とする。
- ウ 参加表明書（様式 1-2、1-4）に記載されたグループ応募を行う協力会社（以下、「協力会社」という。）は下記(2)及び(5)のうち、当該協力会社が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。
- エ 共同企業体に関しては「市原市特定建設工事共同企業体取扱要綱」のうち第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第14条、第16条、第17条に準拠すること。
- オ 共同企業体の構成員（代表会社を除く。）は、下記(2)及び(4)の参加資格要件を満たす者とする。

(2) 共通する参加資格要件

参加者は、参加表明書提出日（以下、「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。（以下、5. 参加資格要件において同じ）

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。（以下、5. 参加資格要件において同じ）

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者、又は6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- イ 平成30・31年度市原市入札参加資格者名簿（代表企業にあつては管工事部門、設計業務を担当する協力会社にあつては測量・コンサルタント部門）に登載されている者。

ウ 「市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく、排除措置を受けていない者であること。

エ 「市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 業務別の参加資格要件

ア 設計業務の参加資格要件

(ア) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 2008 年度以降に業務が完了した、学校、又は事務所等の施設において空調設備の実施設計を行った実績を有していること。

(ウ) 常勤で参加者と 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）

イ 施工業務及び統括管理業務の参加資格要件

(ア) 管工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成 30・31 年度市原市入札参加資格者名簿において、管工事についてランクが「A」以上であること。

(ウ) 2008 年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、学校、又は事務所等の施設において空調設備の工事を元請として施工した実績があること。なお、共同企業体での施工の場合は、代表者として施工実績があること。

(エ) 常勤で参加者（共同企業体においては、代表者に限る）と 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を現場代理人及び施工管理責任者として、本業務の施工業務に配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）

(オ) 常勤で参加者（共同企業体においては、代表者に限る）と 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括的な管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。要求水準書において同じ。）として専任で配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）

(4) 共同企業体構成員の参加要件

ア 共同企業体構成員（代表会社を除く。）は、以下の要件を満たす者とする。

(ア) 平成 30・31 年度市原市入札参加資格者名簿において、管工事又は電気工事についてランクが「A」以上であること。

(イ) 市原市内に本店を有する業者で、市内における営業年数が 3 年以上であり、かつ、

市税を完納していること。

(5) 協力会社の参加要件

ア 設計業務の参加資格要件

(ア) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 2008 年度以降に業務が完了した、学校、又は事務所等の施設において空調設備の実施設計を行った実績を有していること。

(ウ) 常勤で協力会社と 3 か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする）

イ 施工業務及び統括管理業務の参加資格要件

(ア) 平成 30・31 年度市原市入札参加資格者名簿において、管工事又は電気工事についてランクが「A」以上であること。

6. 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	2018 年 9 月 20 日 (木)
(2)	現地見学会	
	受付期間	2018 年 9 月 21 日 (金) から 2018 年 9 月 25 日 (火) 午後 5 時まで
	見学会実施	2018 年 9 月 28 日 (金)
(3)	質疑及び V E 提案	
	受付期間	2018 年 9 月 28 日 (金) から 2018 年 10 月 4 日 (木) 正午まで
	質疑回答日	2018 年 10 月 11 日 (木)
(4)	参加表明	
	受付期間	2018 年 10 月 1 日 (月) から 2018 年 10 月 15 日 (月) 正午まで
(5)	書類審査結果通知日	2018 年 10 月 18 日 (木)
(6)	技術提案書	
	受付期間	2018 年 10 月 23 日 (火) から 2018 年 10 月 30 日 (火) 正午まで
(7)	技術提案書・プレゼンテーション審査 優先交渉権者決定	2018 年 11 月 1 日 (木)
(8)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	2018 年 11 月 2 日 (金)

(9)	仮契約締結	2018年11月8日(木)を予定
(10)	本契約締結	市原市議会における議決後

7. 関係資料

(1) 配布資料

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
- ウ 参加表明書（様式 1-1～1-5）
- エ 参加資格確認項目（様式 1-6）
- オ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 1-7-1, 1-7-2）
- カ 現地視察申請書（様式 2）
- キ 質疑回答書（様式 3）
- ク VE 提案一覧（様式 4）
- ケ 参加辞退届出書（様式 5）
- コ 技術提案書（様式 6）
- サ 実績・体制評価に係る提案書（様式 6-1-1～6-1-3）
- シ 提案価格見積書（様式 6-2-1）
- ス 提案価格見積書の内訳書（様式 6-2-2）
- セ 技術評価に係る提案書（様式 6-3-1～6-3-11）

(2) 貸与資料

施設台帳、計画概要書（参考）、変圧器容量一覧、自家用電気工作物点検結果（年次点検）、設計・施工仮契約書（案）の資料の貸与（DVD）を希望する事業者は、本公告後から 2018 年 10 月 4 日（木）正午までに「4. (2)本プロポーザルの事務局」に記載のある E メールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書を提出し、受領方法等について確認をすること。

8. 現地視察会について

(1) 対象学校

市立小中学校（1 参加グループにつき 4 校予定）

(2) 実施概要

- ア 日程
 - 2018 年 9 月 28 日（金）（予定）
- イ 視察方法

- (ア) 市が指定した対象学校及び日時のみ現地視察ができる。
- (イ) 現地視察はプロポーザル参加グループごとに実施とする。
- (ウ) 校内は市職員の同行を必須とする。
- (エ) 1校目の対象校は午前9時00分に職員用玄関前に集合すること。
- (オ) 2校目以降の対象校は、指定した時間に職員用玄関前に集合すること。
- (カ) 車で来校する場合、市職員が指定する場所に駐車すること。
- (キ) 車は1参加グループにつき2台までとすること。

ウ 視察対象

空調設備を設置する対象教室の一部、廊下、バルコニー、校舎外周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。

(3) 現地視察会の申込

- ア 現地視察申請書（様式2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。
提出先は、「4. (2) 本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）
- イ 申込みはプロポーザル参加グループごとに代表者が行うこと。
- ウ 申込期間は2018年9月21日（金）～9月25日（火）午後5時までとする。
- エ 参加者は8名以内とすること。
- オ 現地視察の詳細な日時等は2018年9月26日（水）に電子メールによる連絡とする。

(4) 留意事項

- ア 学校敷地内は全面禁煙とする。
- イ 学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ウ 資料、上履きなど、視察に必要なものは各自用意すること。
- エ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- オ 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。
- カ 視察ができない学校については計画概要書（参考）及び施設台帳を参考とし、実際に本契約締結後に調査し、実施設計を行うものとする。

9. 質疑回答・VE提案

(1) 質疑回答

要求水準書、本募集要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式3）を提出すること。

ア 受付期間

2018年9月28日（金）～2018年10月4日（木） 正午まで

イ 質疑事項提出先，提出方法

「4. (2)本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること。）

ウ 質疑回答日

2018年10月11日（木）

エ 回答方法

質疑に対する回答は、ホームページ上に公表する。

(2) VE提案

要求水準書、本募集要項等の内容に対して実現性の高い有効なVE提案がある場合は、VE提案一覧（様式4）を提出すること。

ア 受付期間

2018年9月28日（金）～2018年10月4日（木） 正午まで

イ VE提案一覧提出先，提出方法

「4. (2)本プロポーザルの事務局」に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、VE提案の内容確認及び採用検討を行わないため注意すること。）

ウ 提案採否回答日

2018年10月11日（木）

エ 回答方法

VE提案に対する採否は、VE提案を提出した企業それぞれに対し、メール送信により連絡する。

オ 採用

本市が採用を認めたVE提案のうち、参加者が本事業に利用したい提案については、技術提案に明記のうえ、提案金額等に反映することができるものとする。

10. 参加書類の提出について

(1) 提出書類

次のア～エに掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。

① 参加表明

ア 参加表明書（様式1-1～1-5）

イ 参加資格確認項目（様式1-6）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（様式1-7-1, 又は1-7-2）

※ ウは特定建設工事共同企業体による参加の場合に限る。

② 技術提案

エ 技術提案書（様式 6）

技術提案書は様式集に定められたスペースに作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。

(ア) 業務提案書は、1部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）

(イ) 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

(ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(オ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

オ 実績・体制評価に係る提案書（様式 6-1-1～6-1-3）

カ 提案価格見積書（様式 6-2-1）

キ 提案価格見積書の内訳書（様式 6-2-2）

カ、キについては取りまとめ、表面に「市原市立小中学校空調設備整備事業提案価格見積書」と記載した封筒に入れて、代表者印で封印すること。

ク 技術評価に係る提案書（様式 6-3-1～6-3-11）

ケ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、技術提案書の内容を逸脱することなく、技術提案書及びVE提案を補足する最低限のものとする。

(ア) A4判で作成し、1部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）

なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。

(イ) 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

(ウ) ページ数は20ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。

(エ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(オ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(カ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(2) 提出部数

参加表明及び技術提案共に正本1部及び副本14部（副本は複写可） 計15部
及びCD-R 1部

CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。また、CD-Rへの格納の条件は、次のとおりとする（CD-Rの提出方法は

以下同様とする)。

ア CD-R:Windows フォーマット

イ 使用アプリケーション:様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等はPDF形式とする。

ウ ウィルスチェック:CD-Rは、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

(3) 受付期間

① 参加表明

2018年10月1日(月)～2018年10月15日(月) 正午まで

② 技術提案

2018年10月23日(火)～2018年10月30日(火) 正午まで

※ 共に郵送可。ただし必着。

(4) 提出先

「4.(2)本プロポーザルの事務局」の通り。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類の内、採用されなかった技術提案書は返却するものとする。

イ 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。また市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。

エ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

オ 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類(電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様)は、優先交渉権者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、参加者の提案書類については、本業務内容の公表時や本市が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

カ 記載内容の変更

(ア) 参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

(イ) 技術提案書において提案した統括管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

(ウ) 技術提案書において、提案した統括管理責任者以外の設計業務及び施工業務に

おける配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるもの限り変更を認める。

キ 技術提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

ク 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項のうち、本市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項（審査項目に明記されたものに限る。）について、受注者は本市に対し、下記の方法により違約金を支払うものとする。

違約金(税抜き)=契約金額(税抜き)×〔1－（標準点 200 点+技術提案が履行できなかった場合の加算点）÷（標準点 200 点+審査時の技術提案に基づく加算点）〕

ただし、本市との協議の上、技術提案と同等又は違約金相当と認められる方法等で本業務を履行することを本市が認める場合はこの限りではない。

なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

(6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 虚偽の内容が記載されているもの。

イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。

エ 予定金額の上限金額をこえる提案をしたとき。

オ 参加表明書の提出期間以後、事業者の特定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。

カ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

キ 仮契約締結日において、平成 30・31 年度市原市入札参加資格者名簿に記載がないとき。

(8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届出書（様式 5）を郵送又は持参

により提出すること。

1 1. 審査方法及び審査項目

(1) 審査会

優先交渉権者の選定は、市原市立小中学校空調設備整備事業企画提案審査会（以下、「審査会」という。）において実施する。

(2) 参加資格審査

事務局は、提出された参加表明書を確認し、参加資格要件を有しているか確認する。

本市は、事務局による確認の結果、資格適合者には技術提案書提出要請書を、それ以外の参加者には参加が認められない理由を付して参加審査結果通知書をそれぞれ書面により送付する。

(3) 技術提案書・プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者は、技術提案書・プレゼンテーション審査を実施する。審査会は、提出された技術提案書等、プレゼンテーションについて審査評価基準に基づき評価を実施する。

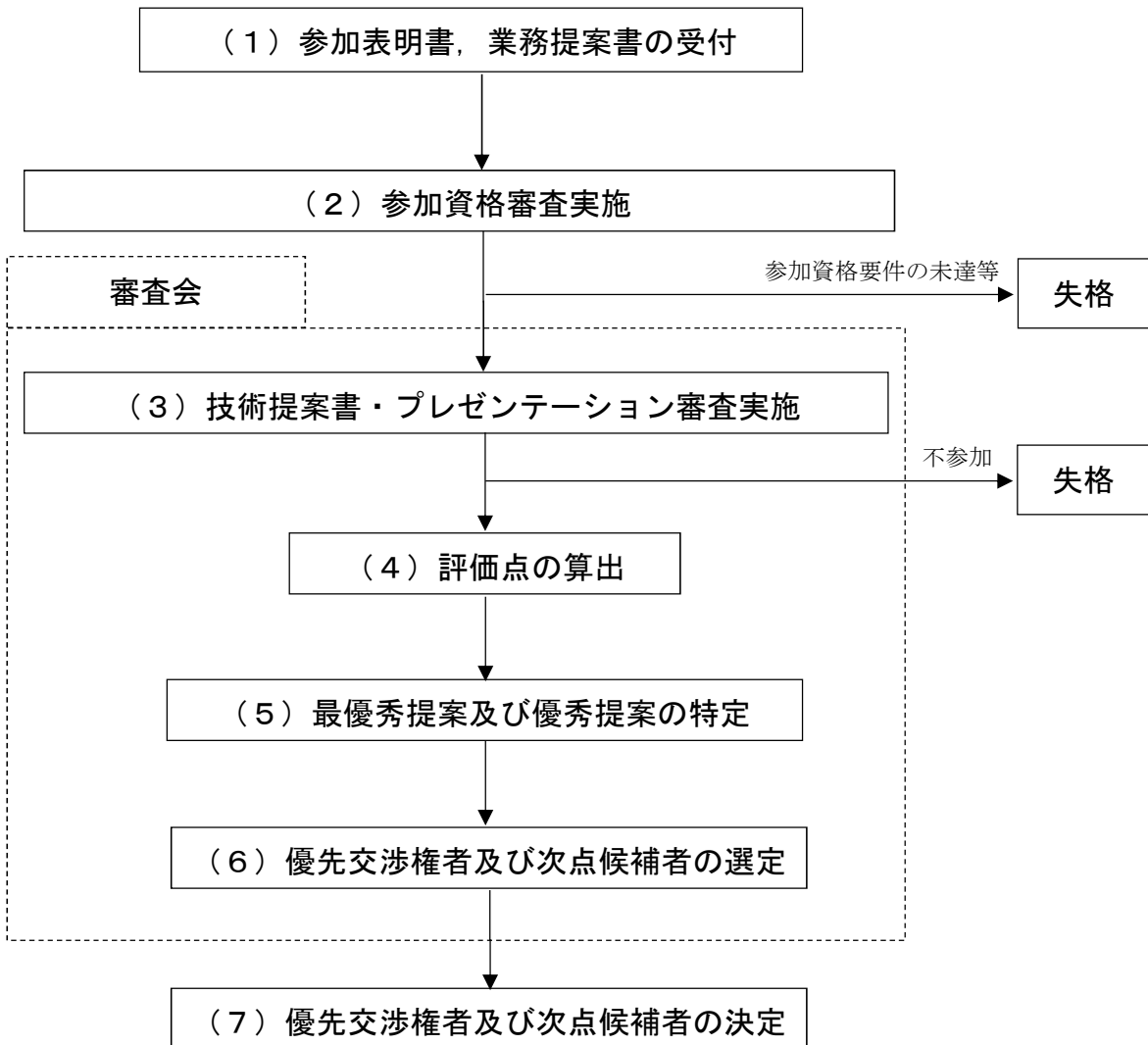
技術提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い提案を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案として特定する。

技術提案書・プレゼンテーション審査に進んだ参加者が1者であった場合には、技術評価の点数が満点（70点）の60%以上であれば、当該提案を最優秀提案として特定する。

(4) 優先交渉権者等の決定

審査会は、技術提案書の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者、優秀提案を提出した者を次点候補者として選定する。本市は、審査会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



(5)審査項目（詳細は審査評価基準のとおり）

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価 内容	(1) 業務遂 行能力	①類似業務の実 績	過去10年以内に空調設備（官公庁・民間）の施工実績を有しており、十分な実施能力があるか。	3	10	6-3-1
		②業務実施体制 及び業務フロ ー	ア 設計者、施工者、統括管理責任者の役割、責任及び関係について、適切な体制図を提示しているか。 イ 市、学校及び事業者間の連絡・調整について、多拠点における円滑で正確な情報共有のための適切な方法（クラウド等を使った情報共有ツールも含む）及びフローを提案しているか。	7		6-3-2
	(2) 地域 活性化	①地域経済への 貢献	ア 地域経済への貢献を考慮し各業務において市内事業者への発注金額が大きい（参加者に市内事業者を含む場合は、提案価格の10%にその者の出資率を掛けた金額を加算することができる）。 ※違約金対象提案	8	10	6-3-3
			イ 市内企業等との連携や、その他地域経済活性化に資する取組について具体的な実施方法を記述しているか。	2		
	(3) スケジ ュール 管理	①工程管理	ア DB方式の特性を踏まえて、設計開始から工事完了までの重要なマイルストーンの設定や進捗管理方法などの工程管理方法を具体的に提案しているか。 イ 設計業務から施工業務への移行における情報共有方法や、引継ぎ方法を具体的に提案しているか。 ウ 休日や余裕教室等の利用を踏まえ、工程の短縮や適正管理に関する具体的な方策について提案しているか。	5	17	6-3-4

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
		②工期短縮	ア 全体工程表 2019年6月15日までに部分使用の検査が可能な普通教室が何室あるか。 ※違約金対象提案	12		6-3-5
	(4) 業務の 品質	①統括管理業務の方針	ア 設計、施工段階における統括管理業務について、多拠点における統一的な品質管理を行うための適切な方法を提案しているか。 イ 各拠点で発生したトラブルや設計内容の調整等を円滑に処理するための適切な方法を提案しているか。	6	33	6-3-6
		②設計業務の実施方針	ア 快適な学校環境に配慮した計画がされているか。 イ 機器、配管類の耐震性について、適切な提案をしているか。 ウ 機器の運転、メンテナンスに配慮した計画を提案しているか。 エ 設計品質を確保するための具体的方策（設計体制、設計瑕疵の防止策等）について提案しているか。	6		6-3-7
		③施工業務の実施方針	ア 適切な品質管理及び施工精度を提案しているか。 イ 適切な騒音対策、利便性の確保を提案しているか。	6		6-3-8
		④安全性の確保	ア 平日施工中の校内における児童生徒の安全確保や学校教育活動に支障、影響を出さない具体的な提案をしているか。 イ 休日施工や夜間休工作中的の防災、防犯を踏まえた安全確保について具体的な提案をしているか。	10		6-3-9

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
		⑤環境保全	ア 環境保全について、ハード、ソフトの両面から具体的な提案がされているか。	3		6-3-10
		⑥VE 提案	ア 品質の向上やコストダウンにつながる VE 提案（本市が採用を認めたものに限る）があるか。	2		6-3-11
標準点				200	200	

(6) 評価値の算定方法

評価値の集計では提案価格と、実績・体制評価及び技術評価の二つの面から評価を行う。

評価値の算定は除算方式とし、具体的には標準点 200 点と加算点（技術評価点：配点 70 点）の和を提案価格で除したものを 1 億倍したものを評価値とする。

$$\text{評価値} = \left[\text{標準点 (200 点)} + \text{加算点 (70 点)} \right] \div \text{提案価格} \times 100,000,000$$

(7) 評価値が同点の場合

最優秀提案を決する際、評価点が同点場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより優位を決定する。

12. 提案書類及びプレゼンテーション審査

(1) 日時, 場所

2018年11月1日(木)を予定

※時間、場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(2) 進行

技術提案書、プレゼンテーション資料に基づく参加者からの説明(20分以内)を行った後、質疑応答を行う。プレゼンテーション全体の時間は、参加者につき30分程度とする。

(3) その他

ア プレゼンテーション当日の参加人数は各社3名以内とし、説明員は受注した場合の予想される統括管理責任者とする。

イ 説明にあたっては、事前に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料により行うものとする。※会社名は記載しないこと

ウ パワーポイントの使用は可能であるが、市ではスクリーン・プロジェクター(RGB・HDML端子対応)を用意する。パソコン等の設備については、事業者にて用意すること。

エ 参加時に提出した技術提案書及びプレゼンテーション資料の内容に係る修正は認めない。

13. 審査結果の通知

審査結果は、後日、概要を公表する。なお、選考の理由、結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。決定された優先交渉権者及び次点候補者に対しては、その旨を書面(優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点候補者には次点候補者決定通知書)で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面(優先交渉権者及び次点候補者に決定されなかった旨の通知書)で通知する。

14. 契約手続き等

(1) 仮契約手続き

ア 審査結果の通知を受けた優先交渉権者は、仮契約の締結前に事業費見積書を本市に提出する。当該見積書の額については、先に提出した提案価格見積書の額以下とすること。

イ 優先交渉権者は、決定日から5日以内(決定日及び土曜、日曜日は含まない)に仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は市原市議会の可決をもって、本契約として成立する。

ウ 優先交渉権者が共同企業体の場合は、仮契約の締結前に特定建設工事共同企業体協定書(市原市特定建設工事共同企業体取扱要綱 別記第2号様式)を本市に提出すること。

(2) 優先交渉権の取り消し等

ア 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

イ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書(様式任意)により、その旨を届け出ること。

15. その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び提案書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、技術提案書等の提出者の負担とする。

(2) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。

(3) 複数応募の禁止

ア 本公募の参加において、共同企業体の構成員又はグループ応募の協力会社は、他の企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他の企業体の構成員になることはできない。

イ 本公募の参加において、共同企業体の構成員又はグループ応募の協力会社は、他のグループの協力会社になることはできない。また、協力会社と資本面又は人事面において密接な関連のあるものについても、他のグループの協力会社になることはできない。